

＋びょういんだより

ウイルス性肝炎って

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスの感染によって引き起こされる肝臓の炎症です。

このうち、B型とC型のウイルス性肝炎は、持続感染を起こすことがあります。持続感染者の方をキャリアともいいますが、そのような人では慢性肝疾患（慢性肝炎、肝硬変、肝癌）を発病する率が高いので社会的に問題となっています。現在わが国にはB型肝炎ウイルスキャリアの方が110万人、140万人、慢性肝炎や肝癌などの方が約10万人います。C型肝炎ではそれぞれ、200万人、240万人、約50万人です。



【感染】

次のような場合に感染が起ることがあります。

- 1 肝炎ウイルスが含まれている血液の輸血や血液製剤の点滴等を行った場合
 - 2 注射針・注射器を肝炎ウイルスに感染している人と共用した場合
 - 3 肝炎ウイルス陽性の血液を傷のある手で触ったり、針刺し事故を起こした場合
 - 4 肝炎ウイルスに感染している人が使用した器具を、適切な消毒などを行わずにそのまま用いて入れ墨やピアスの穴あけなどをした場合
 - 5 肝炎ウイルスに感染している人と性交渉をもった場合
 - 6 肝炎ウイルスに感染している母親から生まれた子ども
- ※5に関してはB型肝炎ではほぼ起こりますが、C型肝炎では稀です。
- 6に関してはB型肝炎ウイルス（HBV）の母子感染予防は、適切に予防を行うと、子どもの95%～97%がキャリア化を免れるとの成績が得られています。C型肝炎ウイルス（HCV）に関しては母子感染を予防する方法はなく、感染率は約2～3%とされています。

【症状】

B型肝炎

一般に成人が初めてHBVに感染した場合は一過性の感染となります。急性肝炎を発症する場合があります。急性肝炎（不顕性感染）とがあり、治癒後には再感染を起こすことはありません。しかし、最近では持続感染を起こすタイプのHBVが広がっており、問題となっています。また、キャリアである母親から予防対策をせずに生まれた児の場合や、乳幼児期に感染した場合はキャリアとなる可能性が高くなります。

急性肝炎の症状は、全身倦怠感・食欲不振・悪心・嘔吐・黄疸などです。肝臓の腫大がみられることもあります。また、不顕性感染といつて症状が出ないまま治ってしまう場合もあります。しかし、HBVキャリアの方ではこれらの症状はほとんど認められず、血液検査を受けなければわからないことが多いです。HBVキャリアのうち、約10%から15%の人が慢性肝炎を発症し、治療が必要になるとされています。



C型肝炎

成人が初めてHCVに感染した場合、そのほとんどは、自覚症状がないまま経過し（不顕性感染、約30%は一過性の感染で治り、約70%はキャリア化することが知られています）。

また、HCVキャリアの母親から生まれた児が感染してキャリア化することがあります。

HCVキャリアの方の一方で、65～70%は慢性肝炎と診断されます。また、HCVキャリアの方が適切な治療を受けなかった場合、10～16%が肝硬変に、20～25%が肝癌に進行すると予測されています。

しかし、適切な治療を行うことで病気の進展をとめたり、遅くしたりすることができます。

感染の可能性がある方は保健所や医療機関において早期に肝炎検査を受けていただくことをお勧めします。

市役所本庁に手話通訳者を配置

障がい者の社会参加を促進するため、4月から聴覚・言語機能などの障がい、言語による意思疎通が困難な方のコミュニケーションを支援する手話通訳者を市役所の障害福祉課に配置しました。窓口での各種手続きや相談などの支援を行っていますので、お気軽に来庁ください。

障害福祉課

☎(25)8516

☎(25)5490



栗本 慶一 さん



堀井 保宏 さん



濱野 徹夫 さん

公平委員会



澤田 公 さん

固定資産評価審査委員会

高島市議会3月定例会において、次の委員会委員の選任の同意がなされ、3月11日付けで選任されましたので紹介します。（行政課 公平委員会事務局）

お世話になります

平成20年度高島市保育園保育料が決まりました

平成19年度の定率減税廃止および税源委譲に伴い、所得階層に移動が生じないよう、所得税額により算定する階層区分の第4階層から第7階層までの所得税額が調整されたことから、市の保育料についても国基準に合わせて改正しました。平成20年度の保育料は、現在子育てに奮闘されている皆さんを支援し、本市の未来を担う子どもたちを地域の皆さんが一体となって育てていくために、国の徴収基準額のおおむね50%を基準とし、県内で最も低い基準を維持しております。

今後、引き続き子育て家庭を支援してまいりますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

☎(25)8136

平成20年度高島市保育園保育料

階層区分	入園児童の属する世帯の階層区分	月額保育料						
		3歳未満児の場合			3歳以上児の場合			
		国の基準 A	市保育料 B	軽減額 (市負担分) C=A-B	国の基準 D	市保育料 E	軽減額 (市負担分) F=D-E	
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	所得税非課税世帯であって、前年度の市民税の区分が次に該当する世帯	9,000円	4,500円	4,500円	6,000円	3,000円	3,000円	
第3階層	市民税非課税世帯	19,500円	9,800円	9,700円	16,500円	8,300円	8,200円	
第4階層	市民税課税世帯	40,000円未満	30,000円	16,000円	14,000円	27,000円	14,600円	12,400円
第5階層	所得税課税世帯であって、所得税の額の区分が次に該当する世帯	40,000円以上103,000円未満	44,500円	26,000円	18,500円	41,500円	20,300円	21,200円
第6階層		103,000円以上413,000円未満	61,000円	34,900円	26,100円	51,630円	23,900円	27,730円
第7階層		413,000円以上	80,000円	40,000円	40,000円	51,630円	26,000円	25,630円

○母子・父子世帯および在宅障がい児（者）のいる世帯等で、第2、第3階層に属する場合は、保育料は下記のとおりとなります。

世帯の階層区分	月額保育料					
	3歳未満児の場合			3歳以上児の場合		
	国の基準 A	市保育料 B	軽減額 (市負担分) C=A-B	国の基準 D	市保育料 E	軽減額 (市負担分) F=D-E
第2階層	0円	3,000円	▲3,000円	0円	2,000円	▲2,000円
第3階層	18,500円	7,700円	10,800円	15,500円	6,400円	9,100円